

認定看護師等派遣規定

(目的)

第1条 福井赤十字病院は、地域医療の質向上と地域医療機関との連携強化を図るために、専門資格を持つ職員を講師として派遣する。

(被派遣者)

第2条 被派遣者は福井赤十字病院の専門資格を持つ職員とし、以下にあげる者とする。

- (1) 日本看護協会に認定された認定看護師 等

(派遣先地域医療機関)

第3条 派遣先は当院の開放型病床登録医が在籍する医療機関とする。

(業務)

第4条 被派遣者は前項の医療機関からの依頼により以下の業務を行う。

- (1) 前項で勤務する職員を対象とした研修の講師および相談対応。

(費用)

第5条 被派遣者の派遣に係る費用は当院が負担し、謝金等は受け取らない。

(処遇)

第6条 本規定により実施する派遣は勤務とする。

- 2 所定労働時間以外の勤務になる派遣は、振替休暇または時間外手当を支給する。
- 3 被派遣者が専従または専任者として届出されている者の場合は、代替要員を配置する。

(手順)

第7条 派遣の募集から決裁までは次の通り各課連携して行う。

- 1 募集・受付・連絡 地域医療機関との連絡調整は地域医療連携課が行う。
- 2 被派遣者の勤務調整 被派遣者の選定および派遣日の調整は人事課が関連部署と行う。
- 3 決 裁 派遣に係る決裁は人事課が行う。

(所管)

第8条 この規定は人事課が所管する。

(その他)

第9条 この規定に定めがないことは、関連部署で協議する。

附則 この規定は平成26年4月1日より施行する。